

# 児童三手当と宗像市公費医療費支給制度

児童三手当（児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当）の支給、市公費医療費支給制度（子ども医療費支給制度、重度障害者医療費支給制度、ひとり親家庭等医療費支給制度）を受けるには、支給要件や所得など、一定の条件があります。児童三手当は、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給し、公費医療費支給制度は、原則として申請した日の属する月の初日から助成します。

\* 児童三手当の「平成28年度の現況届」、ひとり親家庭等医療費支給制度の「平成28年度更新申請書」を未提出の人は、早めに提出を

■問い合わせ先  
子ども家庭課子ども家庭係 ☎(36)1151

## 児童手当

次代の社会を担う児童の健やかな育ちを社会全体で応援する制度です。中学3年生まで（15歳到達後の最初の3月末まで）の子どもを養育している人に、年3回（6、10、2月）、前月分までの手当を支給します。

\* 公務員は、勤務先から支給されます

## 児童扶養手当

父母の離婚や死亡、父母の障がいなどで、ひとり親家庭などになった場合、18歳到達後の最初の3月末（法で定める一定の障がいがある場合は20歳未満）までの間の児童を監護・養育している人に、年3回（4、8、12月）、前月分までの手当を支給します。

## 特別児童扶養手当

精神か身体に障がいのある20歳未満の児童に対し、福祉の増進を図ることを目的に手当を支給します。

対象児童を監護・養育している人に、年3回（4、8、11月）、前月分（11月は当月分）までの手当を支給します。

## 子ども医療費支給制度

0歳から中学3年生まで（15歳到達後の最初の3月末まで）の間の子どもを対象に医療費を助成します。

\* 中学生は入院のみ。3歳に到達する日の翌月から一部自己負担あり  
\* 平成28年10月から、「ひとり親家庭等医療費支給制度」や、3歳～小学6年生で「重度障害者医療費支給制度」に該当する人は、このいずれかの制度で認定を受けられるため、「子ども医療費支給制度」には該当しません

## ひとり親家庭等医療費支給制度

父母の離婚や死亡、父母の障がいなどで、ひとり親家庭などになった場合、18歳到達後の最初の3月末までの児童と、その児童を監護・養育している人に医療費を助成します。

\* 一部自己負担あり

## 重度障害者医療費支給制度

身体か精神に重度の障がいのある3歳以上（3歳到達後の翌月初日）の人を対象に、医療費を助成します。

\* 一部自己負担あり  
\* 65歳以上の人（65歳到達後の翌月初日）は、後期高齢者医療制度の加入が条件

# パブリック・コメント

## 市地域公共交通網形成計画（案）

みなさんの意見を反映

市では同計画に、広く市民の意見を反映させるため、市民意見提出手続（パブリック・コメント）を実施します。寄せられた意見は必要に応じ、同計画に反映します。その結果は市ホームページなどで公表します（氏名などの個人情報是非公開）。

■問い合わせ先  
交通対策課 ☎(62)3592

【計画名】市地域公共交通網形成計画  
【内容・ポイント】「交通政策基本法」「地域公共交通の活性化及び

再生に関する法律」に基づき策定する、公共交通のマスタープラン  
▽まちづくりや観光振興と一体となった、将来にわたって持続可能な公共交通網の構築を目指す計画（計画の期間は平成29～33年度）

【意見提出期間】  
1月30日（月）～2月28日（火）

【閲覧場所】  
交通対策課（神湊港渡船ターミナル）、情報コーナー（市役所本館1階）、大島行政センター、宗像ユリックス図書館、各コミセン、メイトム宗像、市HP <http://www.city.munakata.jp>

▽「Go」↓「パブリック・コメント」↓「募集中の案件」  
\* 情報コーナー、メイトム宗像では資料の貸し出しも可

【提出要件】  
市民か、市に通勤・通学する人、事業所などを持つ人、計画案に利害関係がある人

【意見提出方法】  
①住所②氏名③電話番号④市外の人は通称先など市との関係や利害関係の有無を明記（様式は自由）して  
▽郵送 〒811-3492 / 住所不要 / 交通対策課あて  
▽HP（前送）  
▽FAX (62) 3503

▽「Koutu」↓「パブリック・コメント」  
\* 計画と関わりがないもの、意見提出で氏名など必要事項の記載がないもの、第三者の正当な権利を侵害する意見などは、この手続きを適用しなかつたり、公表をしないことあります  
\* 個別の回答はしません  
▷ [koutu@city.munakata.jp](mailto:koutu@city.munakata.jp)

市から  
障害者控除対象者  
認定申請

内容 65歳以上の人は、所得税法施行令や地方税法施行令の規定で、各種障害者手帳の交付を受けている人以外でも、障がいの程度が同程度に準じていると市長の認定を受けければ、所得税、市民税の「障害者控除」の対象となる制度があります  
● 対象 65歳以上で、寝たきりの状態か、中度以上の認知症の人  
● 医師の診断書と要介護認定審査資料に基づき、本人の「日常生活の自立度

で決定  
\* 該当者には、障害者控除対象者認定書を交付。確定申告時などの障害者控除の確認書類となります  
● 申請書類 ①障害者控除対象者認定申請書②診断書（指定の様式）  
\* 様式は、介護保険課16番窓口（北館1階）か、市HP <http://www.city.munakata.jp> ↓「申請書ダウンロード」↓「保険・年金・医療」↓「介護保険」からダウンロード可  
● 申請場所 介護保険課16番窓口  
● 申請期間 随時  
● 問い合わせ先 介護保険課介護認定係 ☎(36)5186

**- 行政書士による無料相談会 -**  
日時：2/12（日）、3/12（日）9:00～12:00  
会場：自由ヶ丘コミセン カルチャールームB  
遺言作成、相続手続、各種許認可、法人設立、農地転用、その他なんでもご相談下さい。  
※ お時間の都合がつかない場合も御連絡くだされば柔軟に対応させていただきます。

予約不要、先着順  
毎月第2日曜日開催

TEL 0940-33-7799  
携帯 090-9796-4184  
〒811-4163 宗像市自由ヶ丘 9-5-2

行政書士 梅崎 元

住まいの事でお困りの際は 何でもお気軽にご相談下さい！

**建物解体** 相談・見積 無料

eデザイン(株) リサイクルセンター  
宗像市東郷3丁目6番2号 宗像市石丸字羽廣148番2  
☎ 36-5187 ☎ 35-3522

http://edesign-inc.jp E-mail info@edesign-inc.jp